

第2章 地域福祉の現状と課題

1 会津美里町の概況

[1] 人口

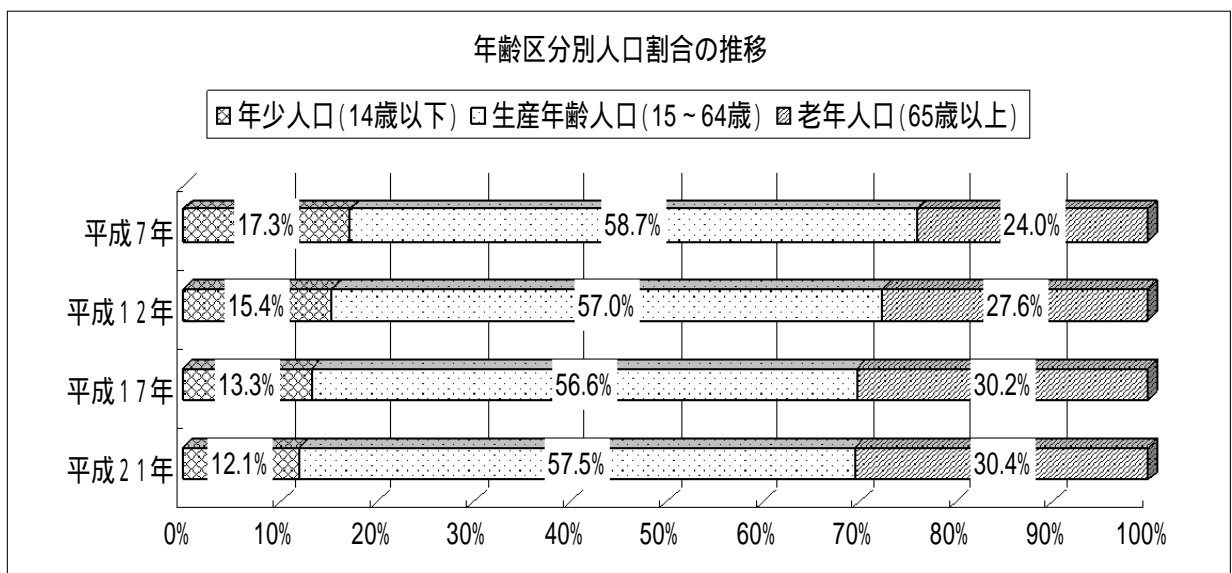
自然が豊かな本町には、平成21年1月現在24,333人、7,522世帯が暮らしており、福島県下では第一の人口規模の町となっています。しかし、平成7年から平成12年にかけて人口総数で3.2%が減少し、平成17年には5年前の平成12年から1,161人(4.4%)減少となり、減少幅が拡大傾向にあります。

また、総人口の年齢構成割合の推移をみると、年少人口が減少傾向にある一方で老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表3 総人口、年齢区分別人口の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
人口総数(人)	27,038	26,172	24,741	24,333
年少人口 (14歳以下)	4,666	4,032	3,279	2,943
割合	17.3%	15.4%	13.3%	12.1%
生産年齢人口 (15~64歳)	15,879	14,919	13,999	14,000
割合	58.7%	57.0%	56.6%	57.5%
老年人口 (65歳以上)	6,493	7,221	7,463	7,390
割合	24.0%	27.6%	30.2%	30.4%

資料：平成7年～平成17年は国勢調査、平成21年(1月)は住民基本台帳人口



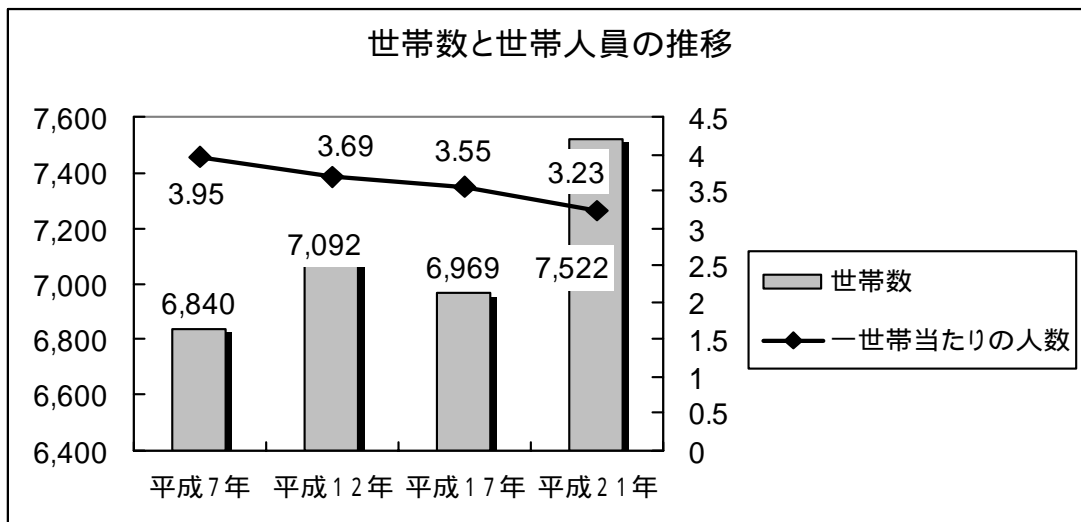
[2] 世帯

平成21年の世帯数は、4年前の平成17年から555世帯も増加しています。また、1世帯当たりの人員も徐々に少なくなり、平成7年の3.95人に対し平成21年では3.23人となり、急速な核家族化への進行がうかがえます。

図表4 世帯数、1世帯当たり人員の推移（単位：世帯、人）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
人口総数（人）		27,038	26,172	24,741	24,333
世帯数	総数（世帯）	6,840	7,092	6,969	7,522
	増減率（%）	-	3.7%	-1.7%	7.9%
一世帯当たりの人数（人）		3.95	3.69	3.55	3.23

資料：平成7年～平成17年は国勢調査、平成21年（1月）は住民基本台帳人口



[3] 就業形態

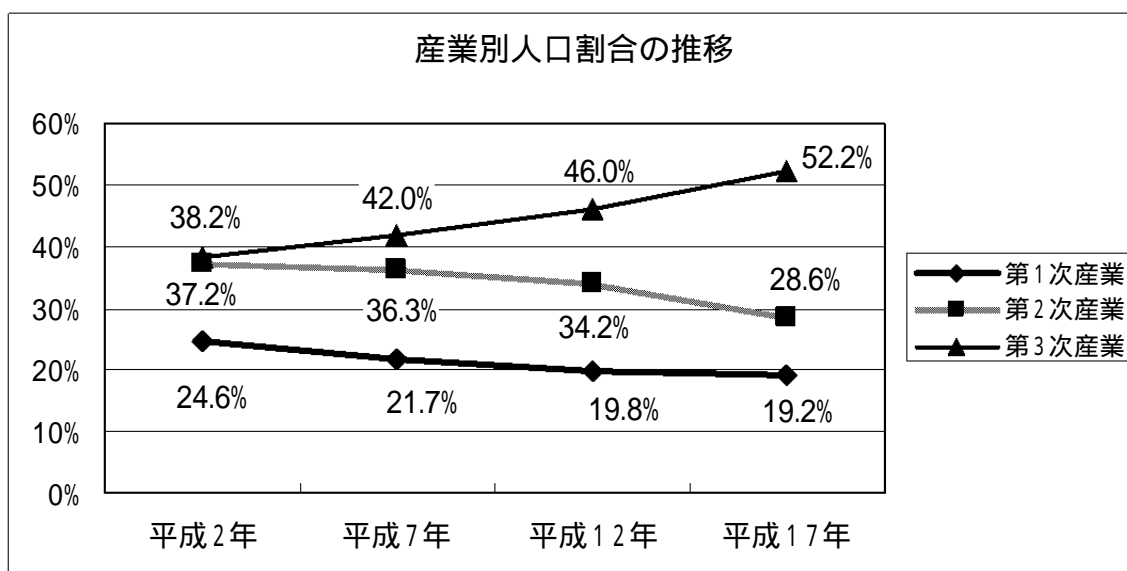
就業形態は、我が国の産業構造の変革に伴い、本町でも著しい変化を示しています。

かつては就業人口の6割以上を占めていました農林業等の第1次産業(*1)が基幹産業でしたが、後継者不足や経済構造の変化、就業者の高齢化、さらには会津若松市などへの交通網の発達に伴い就業の中心は、第1次産業から第2次産業(*2)、第3次産業(*3)へと移行し、現在では第3次産業が就業形態の中心となっています。

図表5 産業別人口の推移(単位:世帯、人)

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
就業人口総数(人)		14,407	13,930	13,345	12,244
第1次産業	就業人口	3,539	3,023	2,643	2,353
	比率	24.6%	21.7%	19.8%	19.2%
第2次産業	就業人口	5,363	5,052	4,561	3,498
	比率	37.2%	36.3%	34.2%	28.6%
第3次産業	就業人口	5,505	5,855	6,141	6,393
	比率	38.2%	42.0%	46.0%	52.2%

資料: 国勢調査



第1次産業(*1)

農業、林業、漁業を統合したもの。

第2次産業(*2)

鉱業、建設業、製造業を統合したもの。

第3次産業(*3)

電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業を統合したもの。

2 地域福祉の現状

[1] 地域で援助を必要とする人の現状

(1) 高齢世帯の現状

高齢（65歳以上）世帯の推移

65歳以上の高齢者人口が増加するとともに、核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯がますます増加しております。

図表6 高齢（65歳以上）世帯の推移（単位：世帯）

	平成12年	平成17年	平成21年
ひとり暮らしの世帯	503	583	957
高齢者夫婦のみの世帯	488	526	616

注：高齢者夫婦世帯は、夫・妻ともに65歳以上の世帯

資料：平成12年～平成17年は国勢調査、平成21年（1月）は住民基本台帳世帯

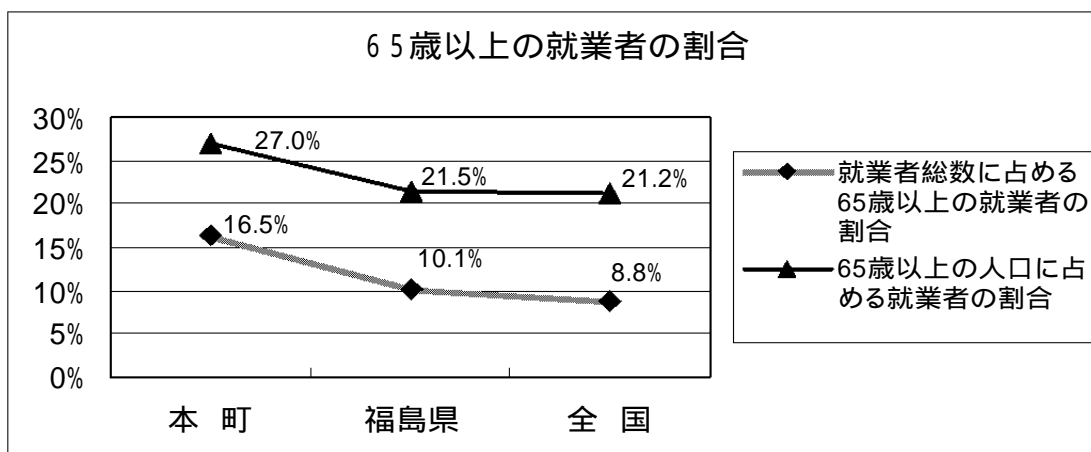
高齢者の就業状況

本町における65歳以上の就業者数の割合は、全国の約2倍の16.5%と高い数値を示しております。また産業別就業者数では、第1次産業が67.3%と一番多く、第1次産業就業者総数の約6割近くが高齢者であるということを示しています。

図表7 65歳以上の就業者数と就業率

	就業者総数 (人)	65歳以上の 人口 (人)	65歳以上の 就業者 (人)	就業者総数 に占める 65歳以上 の就業者の 割合	65歳以上 の人口に占 める就業者 の割合
本町	12,244	7,463	2,016	16.5%	27.0%
福島県	1,010,120	474,860	102,224	10.1%	21.5%
全国	61,505,973	25,565,908	5,415,795	8.8%	21.2%

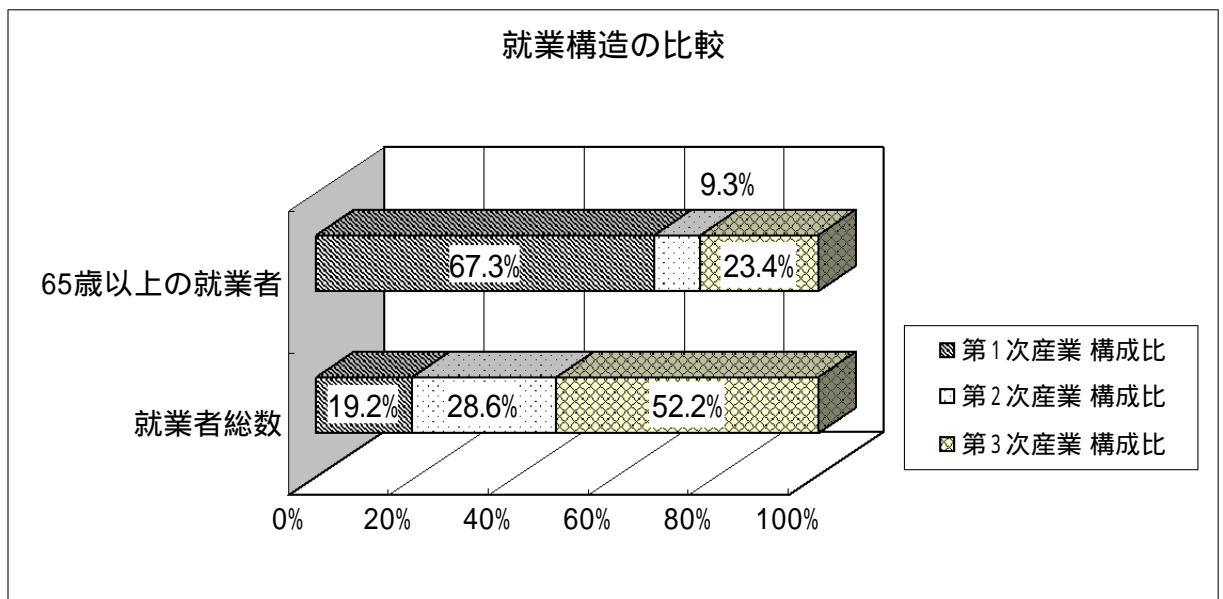
資料：平成17年国勢調査



図表8 本町における産業別就業者数と割合

	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比
就業者総数	2,353人	19.2%	3,498人	28.6%	6,389人	52.2%
65歳以上の就業者	1,357人	67.3%	187人	9.3%	471人	23.4%
全就業者に占める65歳以上の就業者の割合	57.7%		5.4%		7.4%	

資料：平成17年国勢調査



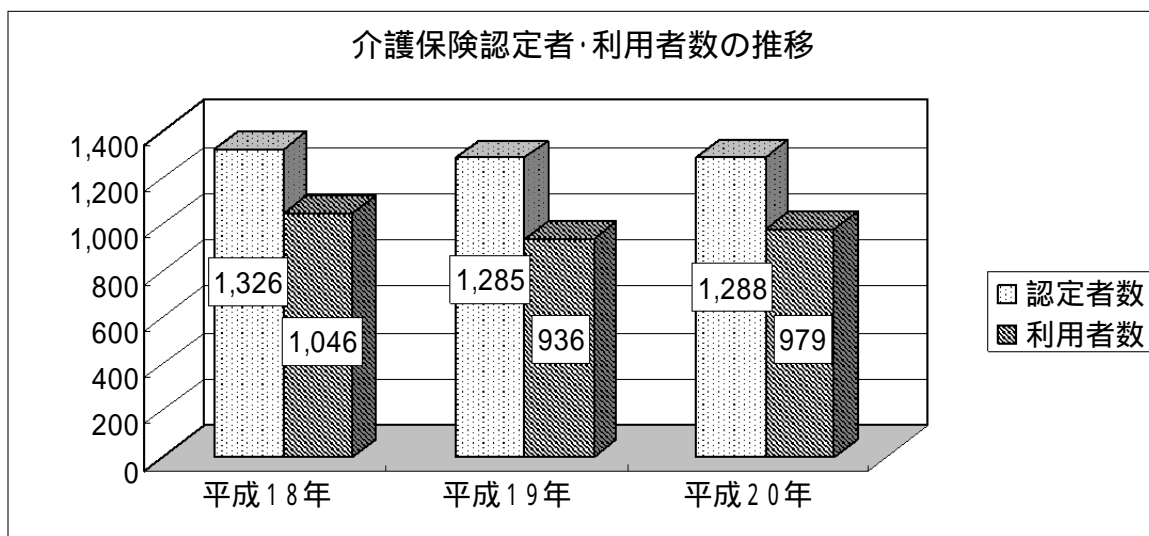
(2) 介護保険の現状

介護保険の認定者数は平成18年には1,326人(対高齢者認定率17.2%)が、平成20年には1,288人(対高齢者認定率17.0%)と人数、認定率ともにほぼ横ばい状態です。しかし介護度の低い認定者数は減少しています。

図表9 介護保険認定者数と利用者数(単位:人)

		平成18年	平成19年	平成20年
第1号被保険者数		7,437	7,392	7,373
認定者数		1,282	1,249	1,252
	要支援 1	104	73	76
	要支援 2		171	180
	要介護 1	398	151	127
	要介護 2	231	295	270
	要介護 3	193	220	248
	要介護 4	171	202	199
	要介護 5	185	137	152
	認定率	17.2%	16.9%	17.0%
第2号被保険者認定者数		44	36	36
	要支援 1	1	0	0
	要支援 2		4	3
	要介護 1	15	3	4
	要介護 2	8	17	15
	要介護 3	3	2	6
	要介護 4	9	5	2
	要介護 5	8	5	6
認定者数		1,326	1,285	1,288
利用者数		1,046	936	979
	居宅サービス(地域密着型含む)	723	667	679
	施設サービス	323	269	300

各年4月1日現在



(3) 障がい者(児)の現状

身体障害者(児)手帳所持者数の推移

身体障害者(児)手帳を所持している人は、平成20年4月1日現在1,405人(総人口割合5.7%)で、実数、割合ともに横ばい状態にありますが、内部障害については増加傾向にあります。障害の部位では、「肢体不自由」が最も多く全体の約6割を占め、次いで「内部障害」「聴覚平衡機能」「視覚障害」「音声言語機能」の順となっています。

図表10 身体障害者(児)手帳所持者

(単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年
内部障害	362	375	396
肢体不自由	881	832	837
音声言語機能	10	8	9
聴覚平衡機能	112	101	100
視覚障害	82	67	63
総数	1,447	1,383	1,405
総人口	25,282	24,989	24,588
総人口に占める割合(%)	5.7%	5.5%	5.7%

各年4月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成19年より減少し平成20年には、50人となっています。

図表11 精神障害者保健福祉手帳の所持者 (単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年
1級	20	24	15
2級	36	38	30
3級	6	4	5
合計	62	66	50

各年4月1日現在

療育手帳所持者数の推移

知的障がい者に交付される療育手帳の所持者数は、平成19年より減少し平成20年には、147人となっています。

図表12 療育手帳の所持者 (単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年
重度(A)	58	57	52
中・軽度(B)	91	99	95
合計	149	156	147

各年4月1日現在

障がい児の就学状況

本町には養護学校がなく、会津若松市にある会津養護学校に通学しています。また、町内の小学校と中学校には特別支援学級が設置されており、平成20年には小学校、中学校ともに障がい児童の就学者数が増加しています。

図表13 障がい児の就学状況 (単位:人)

	平成18年	平成19年	平成20年
小学校児童数	5	6	10
通常学級	1	1	3
特別支援学級	4	5	7
中学校生徒数	8	4	6
通常学級	0	0	0
特別支援学級	8	4	6
合計	13	10	16

各年4月1日現在

(4) ひとり親の現状

本町でも生活環境の多様化が進むとともに社会保障の充実により、18歳未満の子どもを持つ、ひとり親世帯が年々増加傾向にあります。また、男親世帯よりも女親世帯の方が増加しており、合計では毎年10世帯以上増えています。

図表14 ひとり親の世帯数と子どもの数 (単位：世帯数、人)

		平成18年	平成19年	平成20年
男親と 子ども	世帯数	57	58	59
	子どもの数	112	115	117
女親と 子ども	世帯数	210	226	236
	子どもの数	336	348	368
合 計	世帯数	267	284	295
	子どもの数	448	463	485

各年6月1日現在

(5) 生活保護の現状

生活保護法に基づき、病気や身体の障がいなど、何らかの事情により真に生活に困った場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする生活保護を、平成20年4月1日現在97世帯、114名を対象に実施しています。

図表15 生活保護の世帯数と保護人員 (単位：世帯数、人)

	平成18年	平成19年	平成20年
保護世帯数	102	101	97
保護人員	122	115	114
うち18歳未満の人員	5	3	3

各年4月1日現在

[2] 地域の援助体制の現状

(1) 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、誰もが安心して暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、住民全体の理念に基づき地域の福祉課題の解決に取り組み、地域のみなさんやボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。

組織運営の特徴としては、地域住民の参加により民間組織としての「自主性」と広く町民や社会福祉関係者に支えられている「公共性」という二面性を併せ持った組織であるということになります。

本町では、急速に進む高齢化、核家族化による家族機能の低下、また地域の相互扶助機能の弱体化、住民相互のつながりの希薄化など、地域社会が変貌しています。一方社会情勢が複雑化する中で、高齢者や障がい者の自立と社会参加の促進、住民の社会貢献意識の高まりなど福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。

このような中、『地域に密着した住民参加による福祉活動の展開』、『在宅高齢者、身体障がい者等の日常生活支援事業の展開』を重点目標に掲げ、地域住民の理解と参画を得ながら地域の福祉力を高め、安心して暮らせるまちづくりのため関係機関・団体と連携をはかり、効率的な事業展開をはかるネットワーク作りに取り組んでいます。

～ 社会福祉協議会とは ～

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行っています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

(出展：全国社会福祉協議会ホームページより)

(2) 民生委員・児童委員の活動

本町では平成20年4月現在、3地域で82人（うち主任児童委員3人）が民生委員・児童委員として活動しています。

主な活動として、担当地域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する「社会調査活動」、地域住民が抱える問題に親身になって相談を受ける「相談活動」、社会福祉の制度やサービスの内容・情報を地域住民に的確に提供する「情報提供活動」を行っています。

さらには、3地域ごとに毎月定例会を開催し、委員間の情報の共有を図り、多岐にわたる相談内容に対応するなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

図表16 地区ごとの配置状況（単位：人）

地域名	定数
高田地域	54(1)
本郷地域	17(1)
新鶴地域	11(1)
計	82(3)

*括弧書きは、主任児童委員を再掲 平成20年4月1日現在

(3) 地域活動、ボランティア活動の状況

町内では、ボランティア団体やNPO法人（特定非営利活動法人）が、各地域でそれぞれ福祉活動や子どもの健全育成さらには自然環境の保護、環境美化を目的とした地域活動を行っています。

また老人クラブでは、仲間づくりや健康・生きがいづくりを目的として、高齢者の経験と能力を社会の各場面で積極的に生かすために社会参加活動や教養講座への参加、健康づくりのスポーツ活動などを中心に活動していますが、会員数は年々減少傾向となっています。

シルバー人材センターでは、豊かで積極的な老後生活の維持と社会参加による生きがいづくりを目指し、町業務の委託促進、町民へのPR活動、会員の技能レベル向上のための技能講習会などを実施し高齢者の就業を促進しています。

図表17 老人クラブの状況（単位：人）

	平成18年	平成19年	平成20年
団体数	31	29	23
会員数	1,224	1,061	829

各年4月1日現在

図表18 シルバー人材センターの登録者数の推移（単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
会員数	227	285	283
就業者数（延べ）	36,039	35,245	-

*就業者数は、1年間の延べ人数

(4) 保健・医療・福祉施設等の状況

保健福祉施設は、高齢者福祉センターなどが本郷・新鶴地域に整備されています。

医療では病院、診療所が高田地域を中心に、子育て支援では保育所や放課後児童クラブが各地域で整備されています。

介護保険施設及び障害者施設は高田地域を中心に各地域に整備されており、その他、介護保険在宅サービス施設が各地域で事業を行っています。

さらには、平成18年度から新たに地域包括支援センターが設置され、高齢者支援の中核施設として相談・支援事業を行っています。

図表19 主な保健・医療・福祉施設等の現状 (単位：か所)

区 分		高 田	本 郷	新 鶴	合 計
医 療	病院	1			1
	一般診療所	4	4	1	9
	歯科医院	4	3		7
子 育 て 支 援	公立保育所(園)	3	1	1	5
	私立保育所(園)	1			1
	公立幼稚園	1	1	1	3
	私立幼稚園	1			1
	放課後児童クラブ	2	1	1	4
	児童館	1			1
保健福祉施設			1	1	2
介護保険施設		2	1		3
介護保険在宅サービス施設		3	2	1	6
障害者施設		1	1	1	3

平成20年4月1日現在

(5) 福祉教育活動**小学校における福祉教育**

ほとんどの小学校で正規のカリキュラムとして福祉教育を取り入れ、その主な内容としては、疑似体験や施設訪問などを行っています。そのなかで子どもたちは、お互いが支え合うことの大切さを感じ、福祉のあり方を考えるよい機会になっており、今後も継続して実施する予定であります。

なお、現在実施していない学校でも今後は正規のカリキュラムに取り入れ、実施する予定であります。

中学校における福祉教育

3校中1校で、授業に関連して福祉教育を取り入れ、その主な内容としては、施設訪問や清掃活動などを行っており、今後も同様に継続していく予定です。

しかし、ほかの2校では実施されておらず、その主な理由としては、『時間がない』、『福祉教育をどのように行って良いかわからない』などが挙げられています。また今後の予定についても未定であります。

高校における福祉教育

高校においては、3年生を対象に授業に関連して福祉教育を取り入れ、福祉に関する法律の学習や日常の介助体験を行っており、今後も同様に継続していく予定です。

この体験により生徒たちのなかに、思いやりの心が芽生え、今後の生活に活かして行きたい等の感想が多く持たれるようになりました。

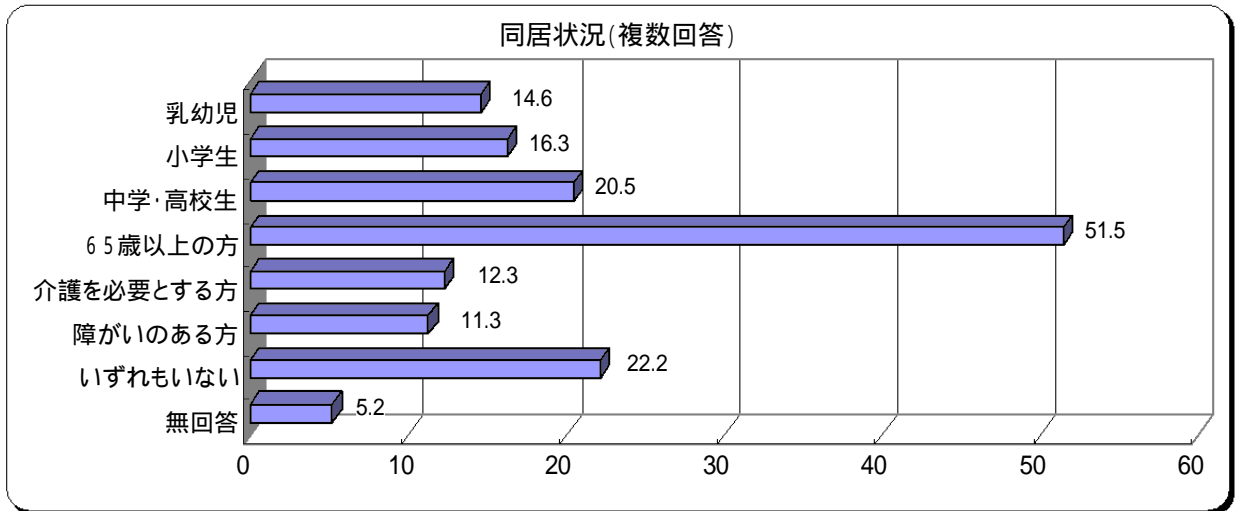
3 地域福祉の課題

[1] 地域福祉に関するアンケート調査に基づく課題

(1) 基本属性から見た地域福祉について

高齢者の視点にたった地域づくり

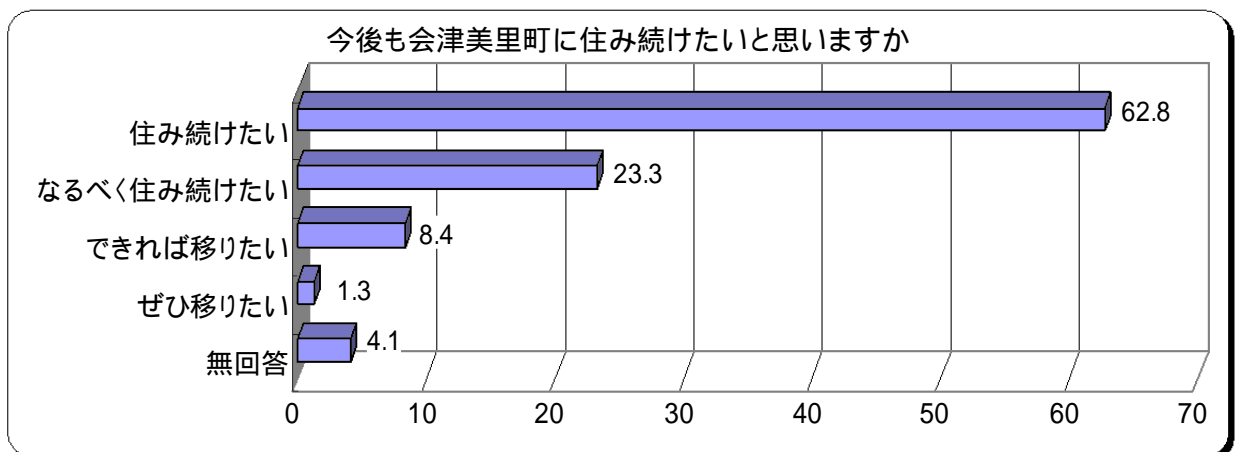
基本属性から見た地域福祉の前提条件の第1は、性別では女性が全体の54.3%を占めており、年齢別では全体の44.4%が60歳以上でありました。さらには、ご自身もしくは家族の中に65歳以上の方が同居している割合が51.5%と高くなっていますので、「高齢者」の視点に立った地域づくりを推進する必要があると考えられます。



定住志向をふまえた福祉のまちづくり

本町住民の居住年数については、69.8%の方が20年以上の長期居住者となっています。また、今後も本町に「住み続けたい」(62.8%)、「なるべく住み続けたい」(23.3%)を合わせて8割以上の方が『定住派』となっています。

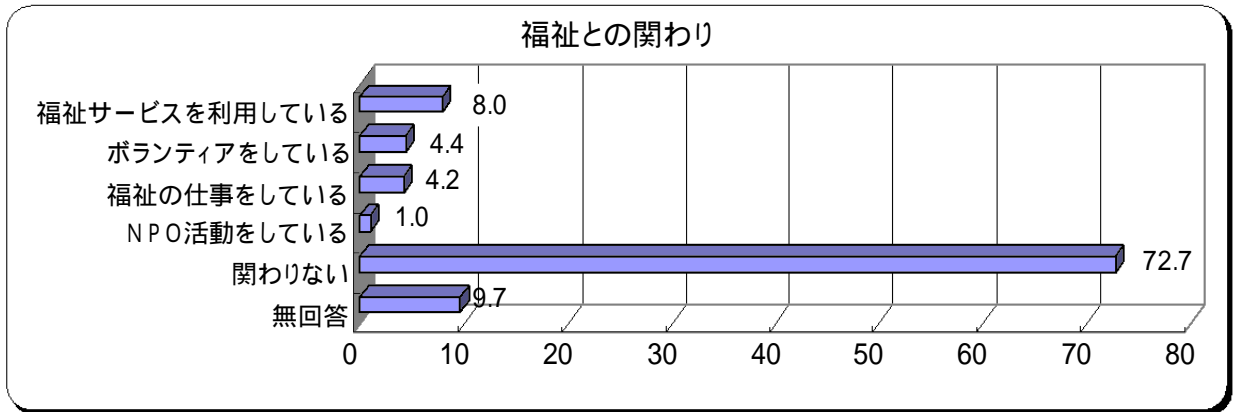
このような居住年数の現状や住民の定住志向をふまえたうえで、子どもから高齢者まで誰にとっても住みやすい福祉のまちづくりが必要であると考えられます。



福祉対象者の立場からみた福祉意識の啓発やボランティア活動

町民の7割以上(72.7%)の方は、福祉と「関わりない」と答えています。これに対して、福祉と関わりのある人は、「福祉サービスを利用している」(8.0%)、「ボランティアをしている」(4.4%)、「福祉の仕事をしている」(4.2%)などで、これらの回答者の家族構成を見た場合、「介護を必要とする方」(44.2%)や「障害のある方」(30.3%)など、福祉対象者のいる世帯が福祉と関わりをもつことが多い現状となっています。

このような現状から、誰にとっても住みやすい福祉のまちづくりを目指すためには、介護を必要とする人や障がい者、高齢者など福祉対象者の立場からみた福祉のまちづくりに向けての町民意識の啓発やボランティア活動への取り組みが重要であると考えられます。



(2) 地域生活について

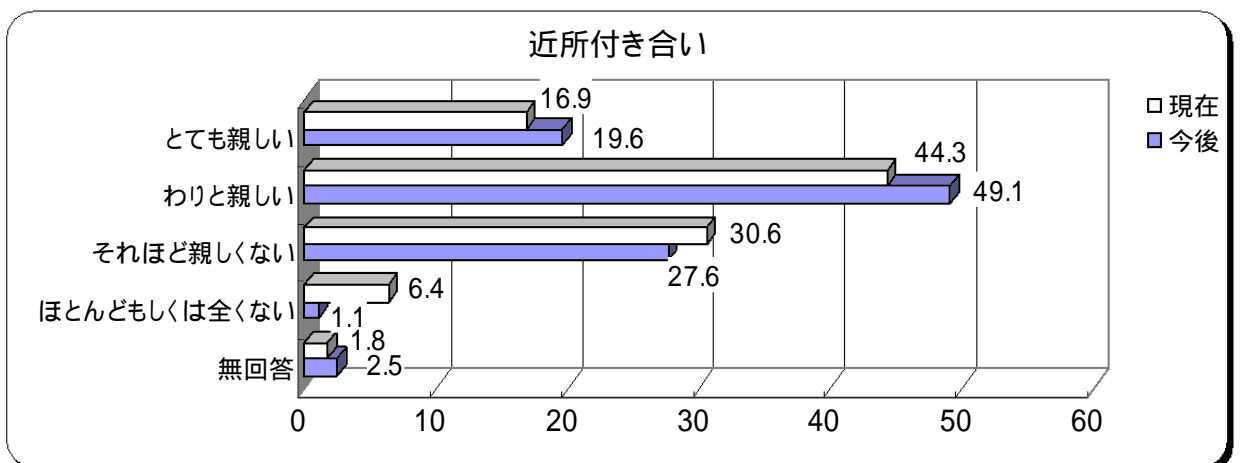
「近所付き合いは必要」8割、「親しい付き合い」6割、この落差を埋めること

近所付き合いについてみますと、全体の6割(61.2%)の人が『親しい』付き合い、3割(30.6%)の人が『親しくない』付き合いと答えています。

今後の近所付き合いについては、『親しくしたい』が約7割(68.7%)、『親しくしないでよい』が約3割(28.7%)となっています。

近所付き合いに対する考え方では、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然」と回答されている方が半数以上(53.9%)おり、「わずらわしいが必要」(27.5%)を合わせた『近所付き合いは必要』という考え方は全体の8割強(81.4%)に達しています。

つまり、町民の8割以上の方は『近所付き合いは必要』と考えながら、実際に近所付き合いが『親しい』人は6割にとどまっており、この差を地域社会でどのように埋めていくことができるかが検討課題となっています。



地域づくりの基本としての友好的な近隣関係の構築

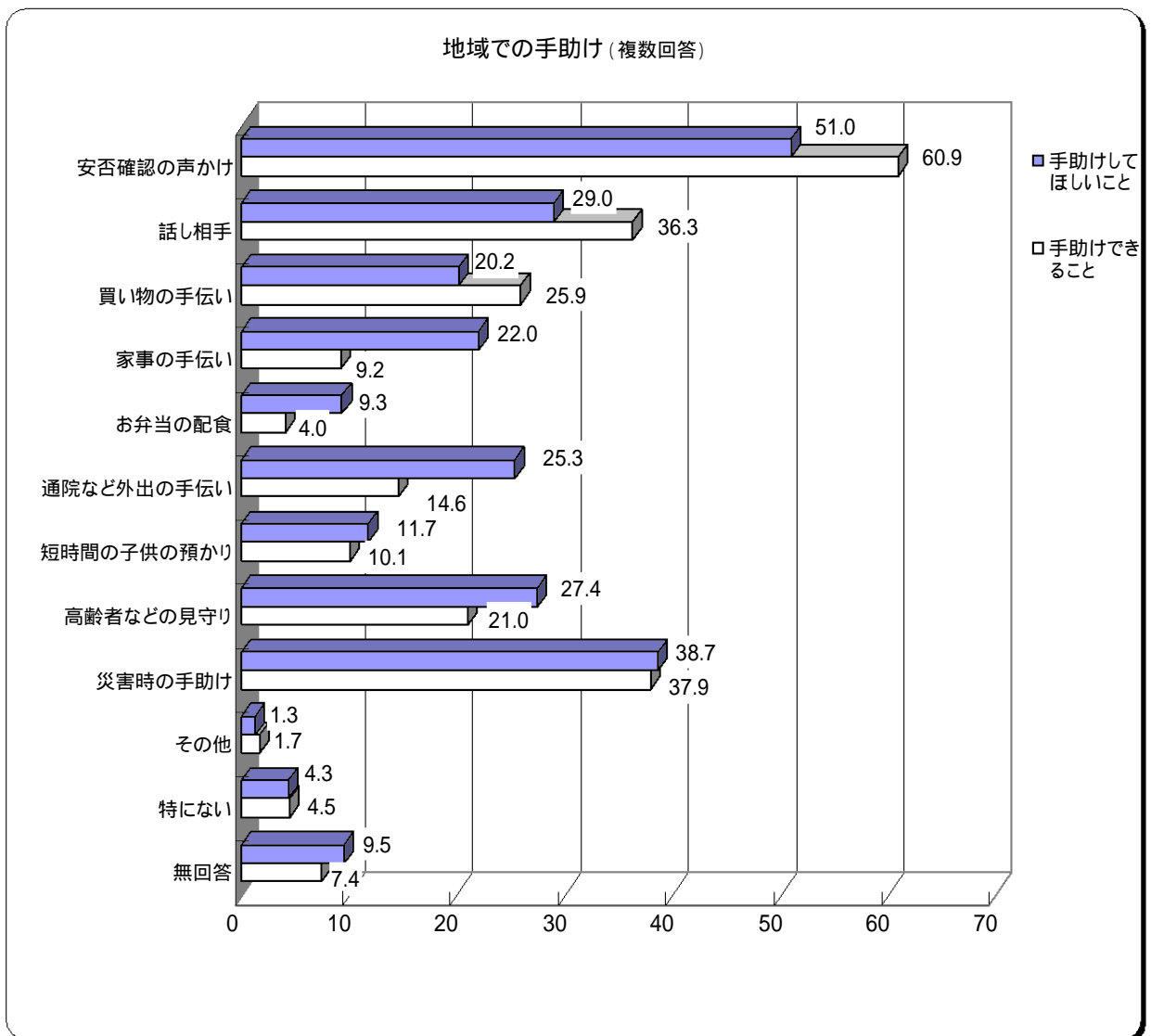
身近な要支援者への支援に対する考え方では、「できる範囲で支援したい」(41.5%)、「支援したいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」(32.0%)、「支援したいが、何をすればよいのか分からない」(10.6%)など、8割以上の人が支援をしたいという気持ちをもっています。

日常生活が不自由になったとき地域の人に手助けしてほしい内容では、「安否確認の声かけ」(51.0%)や「災害時の手助け」(38.7%)、「話し相手」(29.0%)の順になっています。

また、手助けしてほしい相手には、「隣近所の人」(52.3%)、「友人・知人」(32.9%)、「ボランティア」(23.4%)、「NPOなどの民間団体」(18.7%)となっています。

さらに、地域の人へ手助けできる内容では、「安否確認の声かけ」(60.9%)が最も多く、次に「災害時の手助け」(37.9%)、「話し相手」(36.3%)や「買い物の手伝い」(25.9%)、「高齢者などの見守り」(21.0%)となっています。

これらのことから、住民が地域に期待する内容と地域住民が手助けできる内容とは合致したものが多く、近所付き合いが進むにつれ、手助けできる内容も深まると考えられます。課題は、いかにして友好的な近隣関係を築くかにあるものと考えられます。



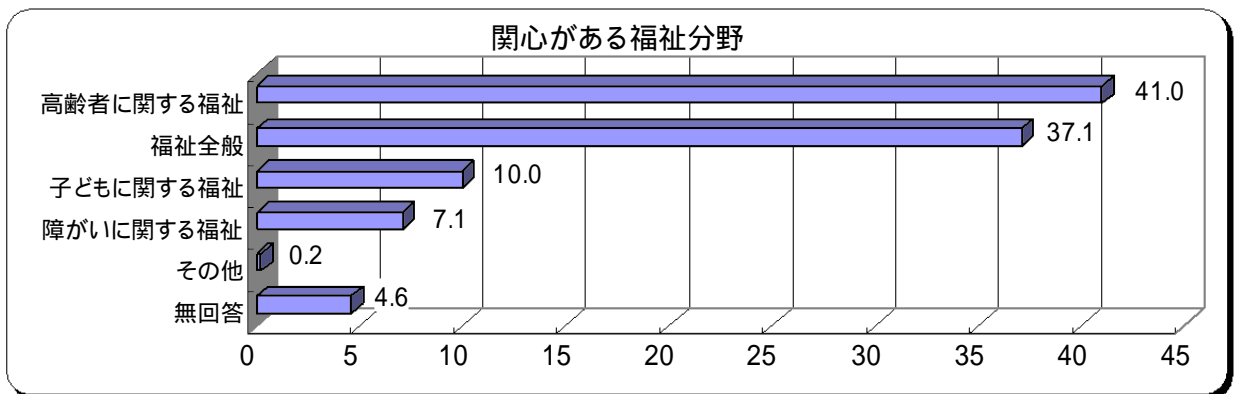
(3) 福祉に対する意識や活動について

良好な社会関係を維持するための福祉サービスの提供

福祉について7割強(75.6%)が『関心がある』と回答しており、これを分野別にみますと「高齢者に関する福祉」(41.0%)への関心が最も高く、次に「福祉全般」(37.1%)、「子どもに関する福祉」(10.0%)となっています。

また、年代別では「高齢者に関する福祉」への関心は、高齢者(60歳代46.2%、70歳代48.3%)の割合が高く、「子どもに関する福祉」への関心は、30歳代の子育て世代(34.8%)が高くなっています。

関心の高さはニーズの高さを反映しており、そのニーズは本人のみならず、同居する家族も同じような傾向があると推量されますので、本人とサービスをつなぐだけの地域福祉では不十分であり、本人と家族さらには近隣などとの良好な社会関係を維持するための福祉サービス提供が必要になると考えられます。

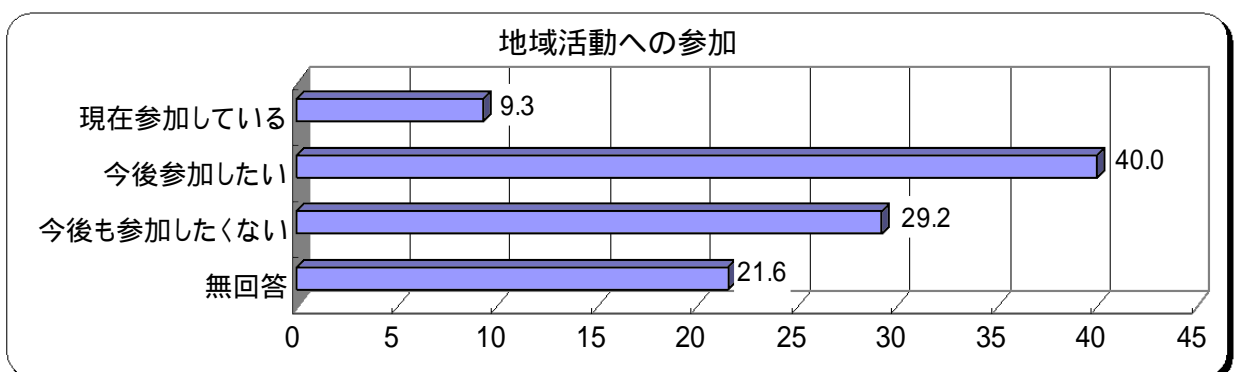


地域に根ざした福祉意識の育成

地域活動・ボランティアへの参加状況と意向について、「現在参加している」は9.3%、「今後参加したい」は40.0%で、参加への肯定的意識を持つ人は5割近くいます。その一方で、「今後も参加したくない」という参加への否定的意識を持つ人は3割近く(29.2%)になっています。

ボランティア・NPO活動を活用するために、町に必要な取り組みでは、「活動に関する情報提供」(38.7%)が高い割合を示していますが、参加できない要因をみますと、「活動する時間がないこと」(25.7%)が最も高く、「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと」(8.5%)は少数でした。

このような現状をふまえながら、今後の地域福祉活動のあり方を考えますと、活動に関する画一的な情報提供にとどまらず、住民が参加しやすい活動の場所や時間の設定とともに、住民にとって関心の高い福祉問題を軸にしながら、地域に根ざした福祉意識の向上と啓発・育成が必要であると考えられます。



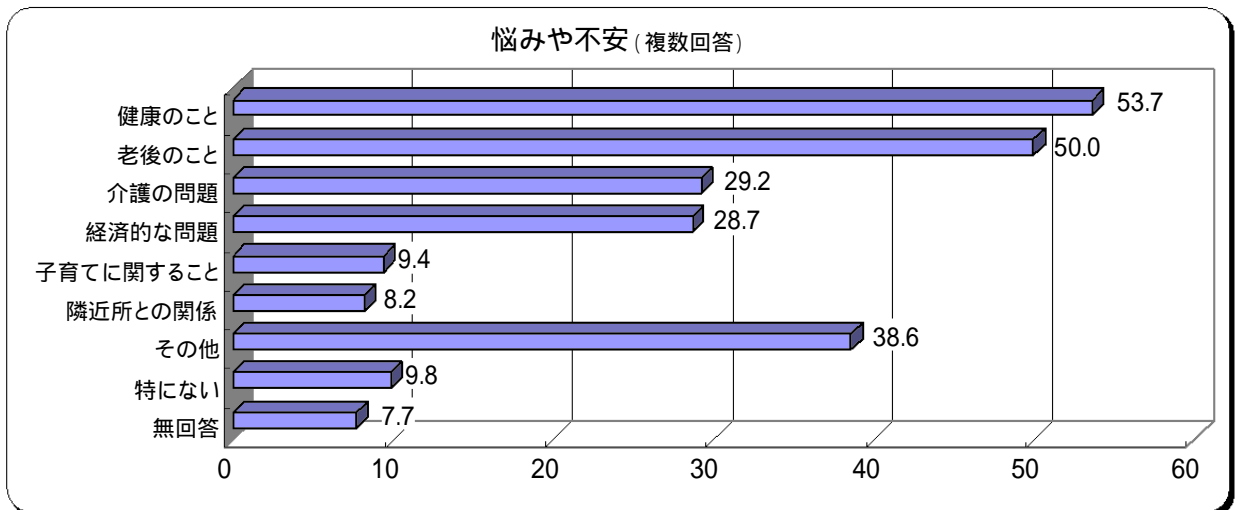
(4) 福祉サービスについて

老後も安心して暮らせるまちづくり

日常生活での不安や悩みとして、「自分や家族の健康のこと」(53.7%)、「自分や家族の老後のこと」(50.0%)、「介護の問題」(29.2%)、「経済的な問題」(28.7%)が挙げられています。

不安や悩みの相談相手では、「家族・親族」が全体の7割弱(66.3%)と圧倒的な高さを示しており、これに「近所の人、知人・友人」(33.3%)が続いています。核家族化が進み、家族機能が低下する中で、このような家族への依存がますます困難になるうとしています。

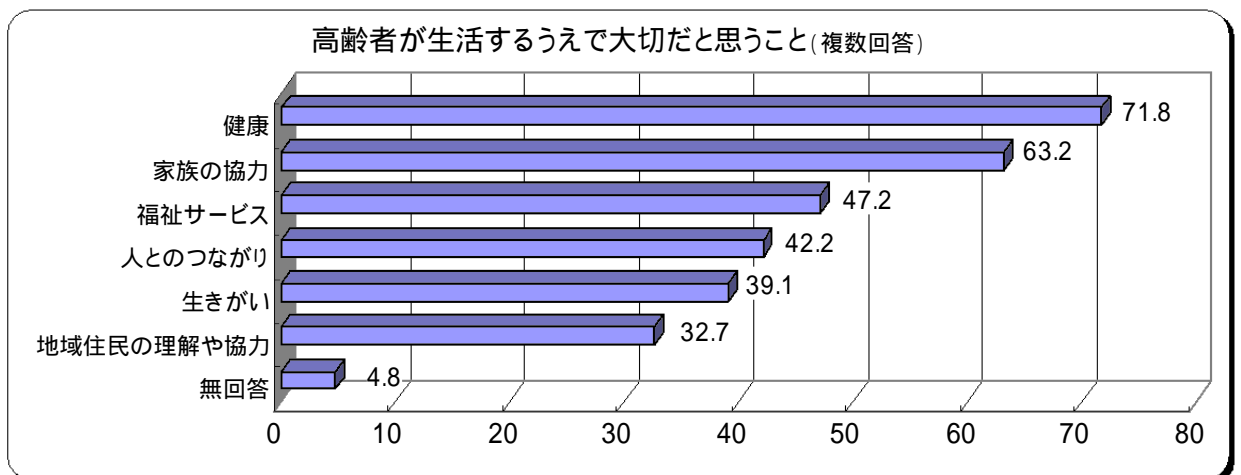
このような中で、今後地域においてどのようなサポート体制を構築するかが大変重要な課題になっていると考えられます。



高齢者の健康と生きがいの場づくり

高齢者の地域生活で大切なことは「健康」(71.8%)、「家族の協力」(63.2%)、「福祉サービス」(47.2%)、「生きがい」(39.1%)が挙げられています。

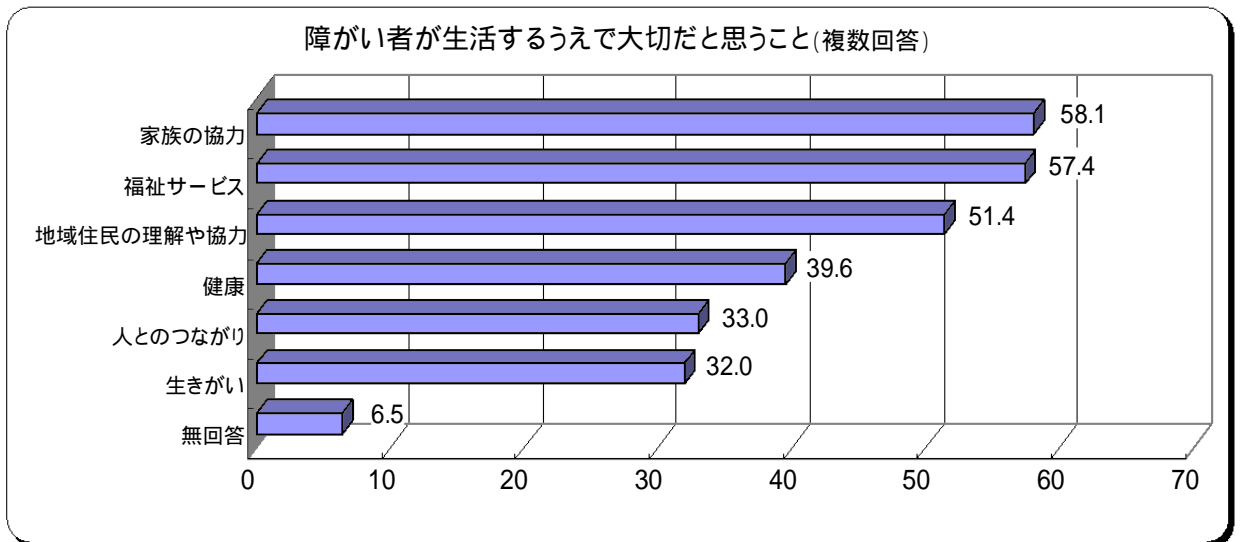
高齢者の地域生活は健康問題と直結しており、健康であってこそ生きがいも生まれると考えられます。このような高齢者の健康・生きがいの場づくりが高齢社会における最も重要な課題であると考えられます。



障がい者が地域の中で自立できる福祉のまちづくり

障がい者の地域生活で大切なことは、「家族の協力」(58.1%)、「福祉サービス」(57.4%)、「地域住民の理解や協力」(51.4%)、「健康」(39.6%)が挙げられています。「高齢者」と異なる点は、障がい者の場合、「家族の協力」の他に自立に必要な「福祉サービス」や「地域住民の理解や協力」などが上位に挙げられている点です。

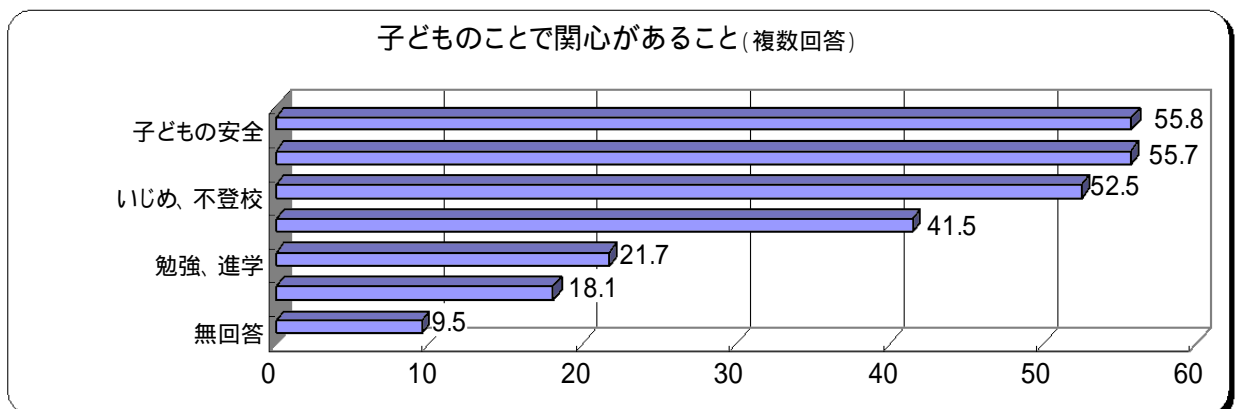
このように障がいをもつ本人が身体的・精神的に健康であり、本人の自由意志で地域の中で自立した生活がおくられるよう、多様なサービスを提供できる福祉のまちづくりが必要であると考えられます。



子どもたちの安全確保と心身の健康を重視したまちづくり

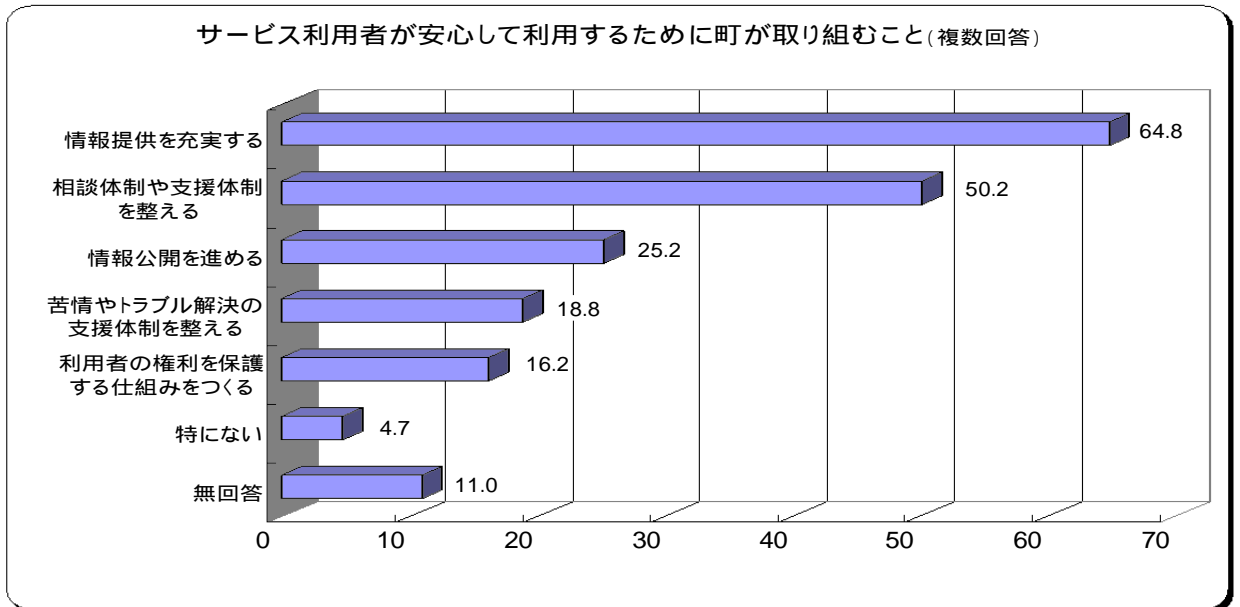
児童(18歳未満)のことで関心のあることは、「子どもの安全(事件、事故の防止など)」(55.8%)、「心と体の健康」(55.7%)、「いじめ、不登校」(52.5%)、「非行、少年犯罪」(41.5%)となっています。

この結果は、性別・年齢別・同居の状況別のどの区分においても同様な傾向を示しており、今後の地域づくりには、子どもたちの安全の確保と心身の健康を重視したまちづくりが必要であると考えられます。



分かりやすい情報提供と相談支援の体制づくり

福祉サービスを安心して利用できるために町が取り組むことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」(64.8%)、「適切な相談対応やサービス選択の支援ができる体制を整える」(50.2%)、「行政やサービス事業者の情報公開を進める」(25.2%)などが挙げられています。いずれにしても、福祉サービスの分かりにくさや利用のしにくさ等が指摘される中で、誰にとっても分かりやすい情報提供のあり方や相談支援体制づくりが強く求められており、利用者の視点からのみ相談支援体制づくりが重要であると考えられます。

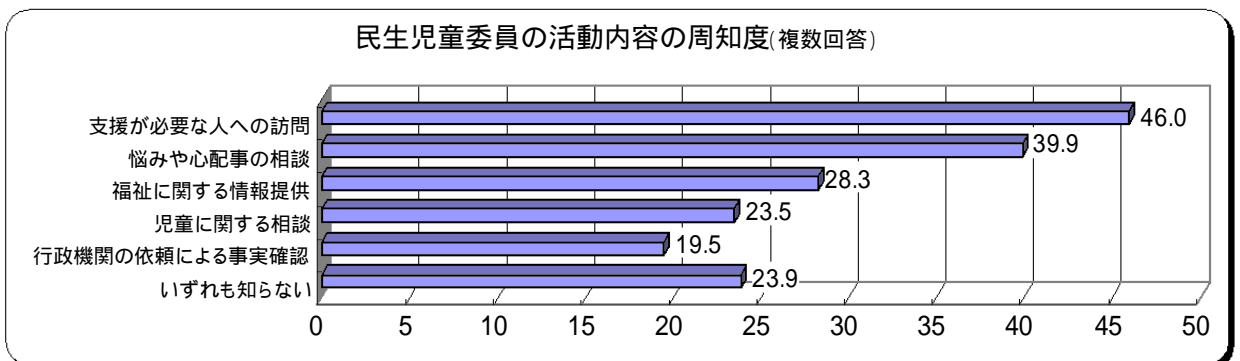


(5) 福祉施策全般について

民生児童委員の地域における周知度の向上

民生児童委員の活動内容の周知度については、「高齢者など支援が必要な人への訪問」(46.0%)、「日常生活の悩みや心配事の相談」(39.9%)、「福祉に関する情報の提供」(28.3%)などと、「いずれも知らない」(23.9%)よりも高い数値を示しております。これに対して、自分の居住地区の担当民生児童委員を「知らない」という人が約半数(49.3%)を占めており、活動内容は知っているものの、誰が自分の担当地区の委員が知らないという人が多いということが分かります。

民生児童委員は地域福祉を推進する役割を期待されている人であり、誰がどの地区の担当者か住民自身が知らないことは、地域福祉推進にとって大きなマイナス要因といえます。このような観点から、民生児童委員の地域における周知度を高める工夫が必要であると考えられます。

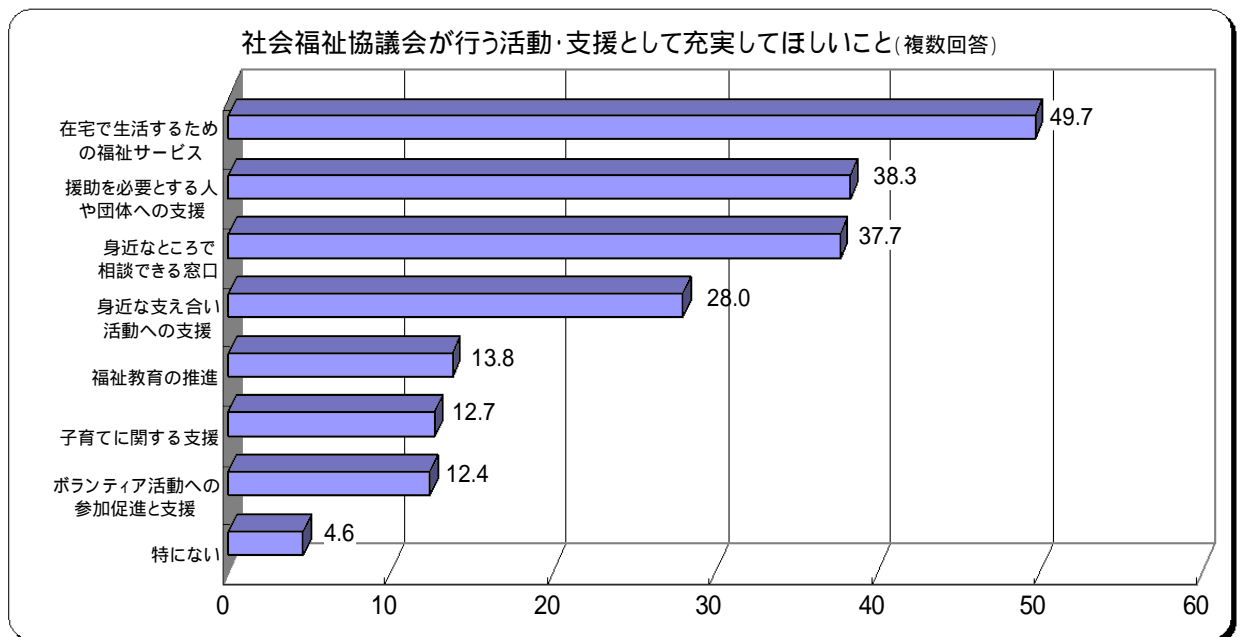


地域住民のニーズに沿った社会福祉協議会の地域福祉活動

社会福祉協議会の認知度については『名前知っている』(68.2%)が、『活動の内容は知らない』(73.1%)という状況になっていますが、活動で充実して欲しいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」(49.7%)が最も多く、次に「援助を必要とする方々やそれらの団体への支援」(38.3%)、「身近なところで福祉の相談ができる窓口」(37.7%)となっています。

「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」は、各年代・各世帯とも共通して高い数値を示していますが、全体で12.7%の「子育てに関する支援」では20歳代(40.6%)、30歳代(37.5%)の方や1歳未満の乳児のいる世帯(46.9%)、小学生未満の幼児のいる世帯(35.6%)となっており、年齢や世帯の状況によって社会福祉協議会に対する期待の内容に違いがあることが分かります。

社会福祉協議会の地域福祉活動は、以上のように地域での認知度を高める方策と年齢や世帯の状況などをふまえながら地域住民のニーズに沿った地域福祉活動の計画づくりが重要になると考えられます。

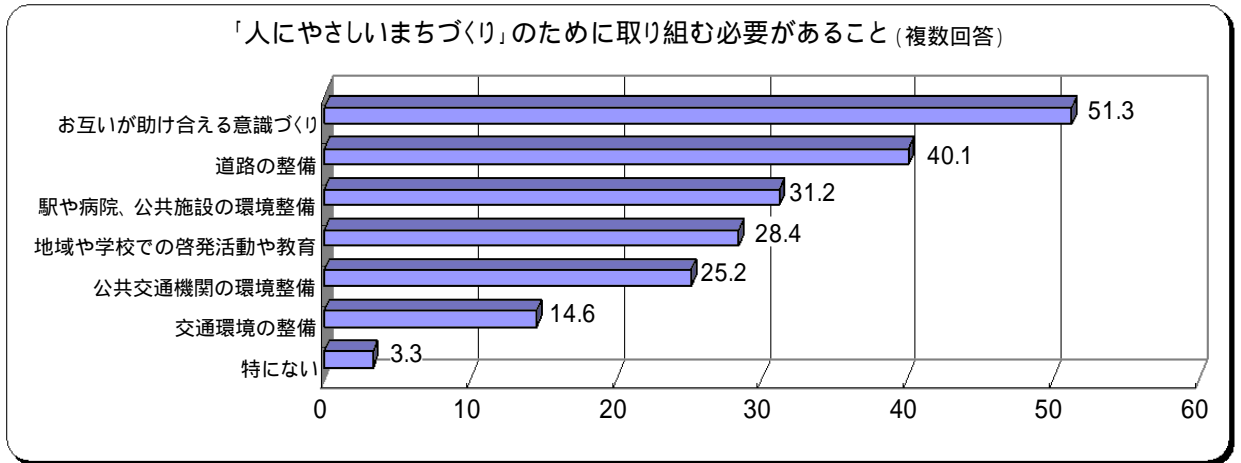


意識づくりと協働のための支援策が必要

人にやさしいまちづくりに必要な施策として、「お互いが気軽に助け合える意識づくり」(51.3%)が最も多く、次に「道路整備」(40.1%)、「駅やスーパー、病院、公共施設の環境整備」(31.2%)となっており、インフラの整備よりも助け合える意識づくりの方が必要とされています。

また社会福祉に対する行政と地域住民の関係では、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべき」(51.4%)が半数以上を占め、これに「家庭や地域で助け合い、できない場合には行政が支援すべき」(19.5%)を合わせて協働型の意識をもつ町民が全体の7割を占めています。

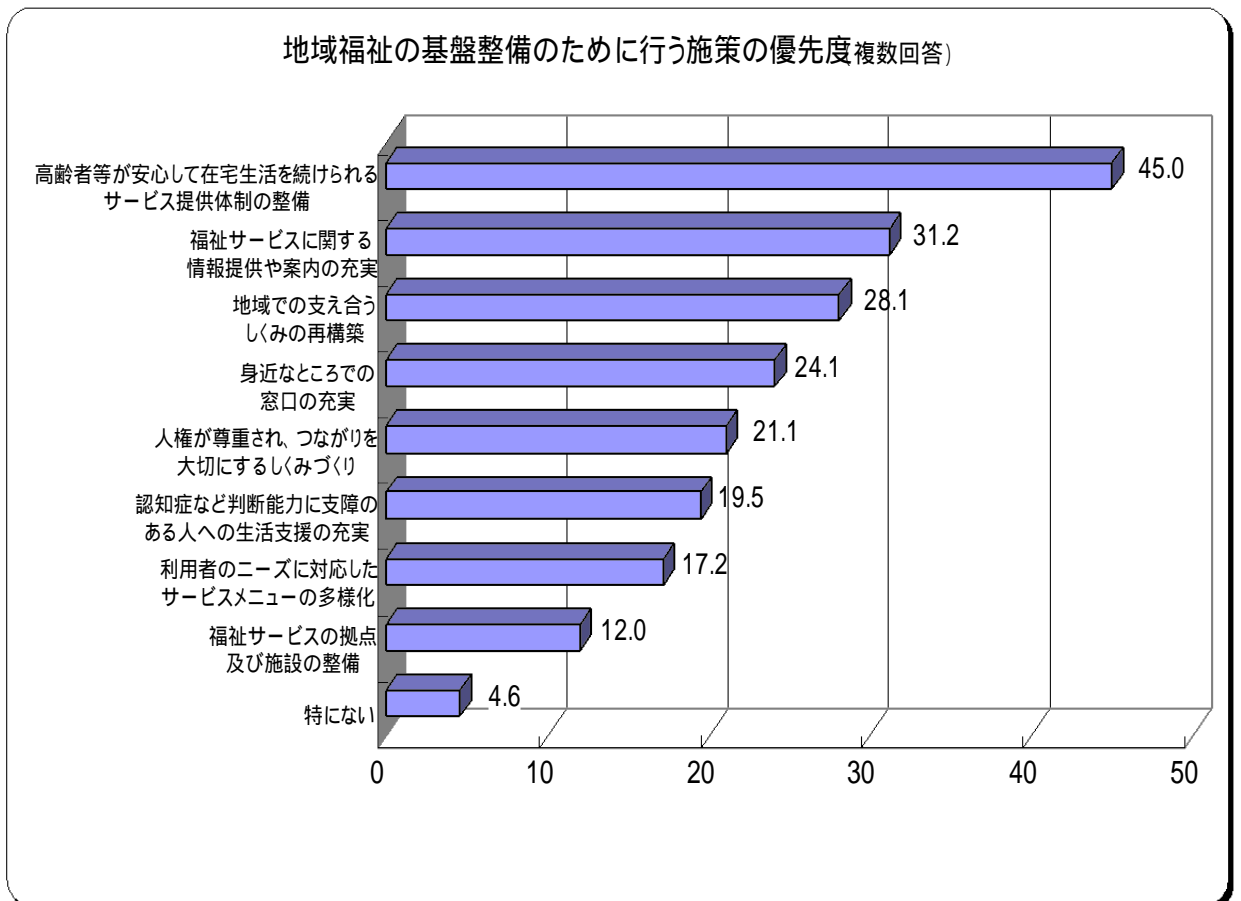
これらのことから、町民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていくための意識づくりと支援策が必要であると考えられます。



協働の地域福祉システムの構築

地域福祉推進のために町が優先して取り組むべき課題としては、「高齢者等が安心して在宅生活を続けられるサービス提供体制の整備」(45.0%)や「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」(31.2%)、「自治会などを基盤とした地域の支え合いのしくみの再構築」(28.1%)などの割合が高くなっています。

これらのことから、いかにして高齢者等が安心して在宅生活を続けられるサービス提供の基盤づくりと住民と行政の協働の地域福祉システムの構築が必要であると考えられます。



(6) 自由意見・要望からの課題

だれもが安心して暮らすことができるまちづくりについて、199件の意見・要望が寄せられました。なかでも、「近所付き合い・地域交流」に関するものが39件、「情報の提供・相談体制の整備」に関するものが29件、「高齢者福祉」及び「福祉環境」に関するものが各々18件となっており、また将来を見据えた「福祉教育の充実・人材育成」に関するものが16件と多くみられました。

これらのことから行政の課題としては、住民の身近な場所に相談窓口を設置したり、福祉サービス情報や案内の充実、さらには福祉教育や人材養成、ボランティアの育成を図り、官民協働のシステムづくりを推進することなどが挙げられます。

これに対して、住民の努力事項として、隣近所や自治区等において地域での支え合い活動や一声運動の実践のほか、地域社会の様々なボランティア活動や福祉活動などを通じて、町民意識を高めたり、近隣ネットワークづくりが重要であると考えられます。

* 自由意見・要望から

- ・困っている時に、困っていると言いやすい環境作りが必要ではないかと思います。解りやすい情報の提供と話しやすい窓口、相談しやすい環境作りが必要です。近所の方が大切な場合と、知らない人の方が相談しやすい場合と、様々なケースがあると思いますので、柔軟な対応が出来る窓口が必要だと思います。
- ・身近な所で親身に相談にのってくれて、信頼関係がもてる窓口は必要だと思います。“わからない”という気持ちが本当のことだと思うので、わかりやすく、その人に一番良い方法を家族といっしょになって考えてくれる所があれば、きっとやさしい気持ちでござせると思います。身体のケアも大切ですが、心のケアも生活をしていく上でも必要なことだと思います。“ここに行けば、相談できる”、というわかりやすく入りやすい明るい場所にしてほしいです。
- ・高齢者と子供達の交流促進を図る手段はないものか？ 高齢者の方々は孫が心をいやしてくれる。幼・小・中の子供達にはお年寄を大事にする気持ちの啓発。上記2点をミックスする事に依り高齢者へのいやし、子供達への情操教育が出来るのではないかと……。そんな企画が出来たらと思う。
- ・どんなことにもあてはまることだと思いますが、子どもたちへの教育で取り組むことができるのと良いと思います。そうすれば、その教育を受けた子どもたちが大人になったときに、意識や行動に反映される部分があると思います。すぐには変わらないと思いますから、長い目で見ることや、どのようなプログラムを学校教育で行うかなど検討することが必要だと思います。
- ・現在障害者の認定を受け、医療費給付他様々な福祉の恩恵を受けて居る者です。75年間大病もせず入院生活をする事もなく過して来ました。過去20年程前ですが、老人と夫婦3人暮らしで優良健康家庭として1度だけですが表彰を受けた事があり、健康保険料など負担する立場で参りましたが、近年災難続きで長期入院等で恩恵を受ける立場となり、福祉制度の重要性をつくづく感じて居る次第です。今後とも負担と需給とバランスのとれた制度を続けて下さい。
- ・<マナーの意識改革>体の不自由な人、高齢者は体調、天候、家族の都合などが揃わないと外出できません。久々に楽しみに外出すると車いすスペースの駐車地には若い親子連れや健常者の車でいつも駐車できません。確かに、健常者ばかりの家族では、そこまでの意識が届かないのでしょうか。自分優先から弱者優先のマナーをせめて美里町の人々には常識にしてほしいと思います。子ども達は、素直に守っているのに、大人の方が守っていないのはどうしてでしょう。大人の人にこそ再教育が必要だと痛感しております。

- ・今の所不自由していないので良くわからないけど家族にそういう事があわれたら考える事がいろいろかんでくるだろうと思います。その時は知人、友人、隣近所の方々に支えてほしいと思う。町の人や福祉関係の人達にも。
- ・民生委員の仕事の内容が、このアンケートによって初めて、わかった。3区、4区は1人と聞いている。これはおかしいと思う。その区、その区に1人いるべきで、核家族、高齢者に「みつ」に対応出来ると思う。是非実現して欲しい。
- ・現在のサービス提供で必要なサービスを受けることができなかつたり過剰なサービスではないかと思われるサービスを受けている方がいるように感じております。だれもが平等にニーズに合ったサービスが受けられているか評価する所も必要なのではないかと思います。美里町の医療の中核を担う高田厚生病院も医師不在で受診できなかつたり、バスから福祉タクシーとなりとても不便を感じています。今後町の活性化とともに住み良い町、元気な町となる様自分にできる協力をしていきたいと考えます。

[2] 住民座談会を通じてみえてきた課題

地域福祉計画の策定にあたり、「みなさんの声を聞かせてください」をテーマに、地域のみなさんが普段の生活の中で困っていることや不便に思っていることをお聞きしました。この住民座談会は、住民の目線から見た生活課題をまとめていく方法として、町内30カ所延べ33回開催し、そこでみえてきた課題は以下のとおりです。

(1) 近隣関係について

- 近所付き合いの希薄化
- 地域での交流事業の充実
- 地域住民によるサポート体制の構築

(2) 社会福祉協議会、民生児童委員について

- 民生児童委員数の拡充
- 民生児童委員と地域住民の連携強化
- 社会福祉協議会の活動内容の周知

(3) 相談体制について

- 気軽に相談できる窓口の設置

(4) 就労支援について

- 高齢者、障がい者の就労場所の確保

(5) 災害時の支援について

- 町防災計画の周知
- 全町民を対象とした防災訓練の実施
- 災害時の対応マニュアルの作成

(6) 福祉行政について

- 町、社会福祉協議会、民生児童委員の連携強化及び情報の共有
- 役場内各課の連携強化
- 子育てしやすい環境づくりを企業へ啓発
- 地域に密着した保健活動の充実

(7) その他

- あいあいタクシーの周知及び拡充
- 空き公共施設を福祉施設としての有効利用

[3] 地域福祉推進への課題

本町の社会動向や地域の実情を踏まえて、これからの福祉施策をさらに推進していく上での課題を整理します。

(1) 連携による地域福祉推進の体制づくり

地域福祉を推進していくためには、行政はもとより町民、関係機関・団体、事業者など地域に住み、地域に関わるすべての人たちが深い信頼関係のもと、適切に役割分担をして地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉、低所得者福祉など個別の対策だけでなく、町民の生活全体を視野に入れた横断的な視点からの効果的な取組を進める必要があります。

- ・町民と行政、関係機関・団体、事業者等の信頼関係の構築と連携体制の強化
- ・地域福祉と生活関連分野など横断的な視点による取組
- ・個人情報保護しながら支援が必要な人を発見し、対応できる仕組みづくり

(2) 福祉のこころづくりと実践

地域福祉の根底をなすものは、町民の福祉のこころ、町民同士のつながりです。町民の生活スタイルや意識の多様化などにより、町民同士のつながりが希薄になっています。このため、日頃のあいさつや声かけなど、生活のちょっとしたことから町民同士のつながりを深めていく必要があります。

町民の地域における自主的な活動は盛んに行われていますが、そのような活動にだれもが気軽に参加できる環境が必要になっています。

地域福祉に対する町民の関心を高めるとともに、福祉活動に関わる人材の育成を促進し、家庭における介護力の向上、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

- ・地域福祉推進の基盤となる、町民同士のつながりの強化
- ・地域の活動への参画機会の拡充と参加しやすい環境づくり
- ・福祉人材の育成による家庭介護力、福祉サービスの向上

(3) 必要な支援の提供

困ったときにいつでも気軽に相談ができ、必要な支援につながることは、安心感の第一歩ですが、さまざまな福祉サービスや活動などが町民に十分知られていなかったり、福祉サービスに対する誤解などから、サービスの利用に対して抵抗感を持っている人も見られます。このため、支援の必要な人に気兼ねなく適切な福祉サービスが提供される必要があります。

- ・町民が迷うことなく気軽に相談できる体制
- ・サービスを気兼ねなく利用できる環境づくり
- ・障がい者等のコミュニケーション手段の充実

(4) 健康づくりの推進

高齢社会の中、生涯にわたり健康で暮らせるよう、町民自身の自発的な健康づくりへの取組みを支援することが必要です。健康づくりの活動等と福祉部門との連携を図り、健康の維持増進と福祉の向上の相乗効果を高めていく必要があります。

- ・町民の健康づくり活動への支援と福祉事業との連携

(5) 安心して暮らせる環境

地域の治安や災害などに対する不安、町民のモラルに係る問題、町民の足の確保、さらに災害時における要支援者の安全確保と個人情報保護の課題が見られます。障がいの有無や年齢などにかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域の環境が必要になっています。そのような地域をつくるためには、町民同士のつながりと町民の参画による地域づくり、環境整備が必要です。

- ・防災、防犯など安心して暮らせる地域環境
- ・災害時における要支援者への支援
- ・障がい者などの参画による施設等の整備